ニ・ホ　［略］
ヘ　合成樹脂製ブラシ等のねじ部を清浄するための器具
二・三　［略］
四　容器の傷及び肉厚を超音波探傷試験により確認するための設備は、当該設備に用いる超音波探傷器の周波数範囲が少なくとも一から五メガヘルツの範囲であつて、かつ、当該超音波探傷器と探触子とを組み合わせた場合に十分な感度を有するものであること。
五～十二　［略］
2　［略］
3　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（一般複合容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。
一　容器のさび落しのための設備及び洗浄設備は、次に掲げるもののうち検査しようとする容器に適したものを備えること。
イ　容器回転式洗浄機（内部にセラミック球等を挿入するものに限る。）
ロ　ワイヤー等を用いる回転式清浄機
ハ　酸又はその他の薬剤等を用いる洗浄設備（中和設備を含む。）
ニ　［略］
二～八　［略］
4　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。
一　容器の表面を清浄にするための設備は、次に掲げるものとする。
イ　高圧空気により塵等を除去するための設備又は洗浄液噴霧装置
ロ　［略］
二～四　［略］
5　［略］
6　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（一般附属品及び半導体製造用継目なし容器用附属品を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。
一　気密試験のための設備は、次に掲げるものを備えること。
イ　空気又は不活性ガス（半導体製造用継目なし容器用附属品にあっては、大気圧の下で露点が零下六十度以下の不活性ガスに限る。以下この条において同じ。）を気密試験圧力以上の圧力に調整して供給することができる圧縮機、蓄圧器又は充塡容器及び接続配管
ロ・ハ　［略］
二　［略］
7・8　［略］
（容器再検査に合格した容器の刻印等）
**第三十二条**　規則第三十七条第二項第五号の告示で定める証票は、様式第四（低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の三、低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の四）に定める容器再検査合格証票とし、これを燃料充塡口近傍へ貼付するものとする。

ニ・ホ　［略］
ヘ　合成樹脂製ブラシ等のねじ部を清じょうするための器具
二・三　［略］
［新設］
四～十一　［略］
2　［略］
3　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（一般複合容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。
一　容器のさび落しのための設備及び洗じょう設備は、次に掲げるもののうち検査しようとする容器に適したものを備えること。
イ　容器回転式洗じょう機（内部にセラミック球等を挿入するものに限る。）
ロ　ワイヤー等を用いる回転式清じょう機
ハ　酸又はその他の薬剤等を用いる洗じょう設備（中和設備を含む。）
ニ　［略］
二～八　［略］
4　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。
一　容器の表面を清じょうにするための設備は、次に掲げるものとする。
イ　高圧空気により塵等を除去するための設備又は洗じょう液噴霧装置
ロ　［略］
二～四　［略］
5　［略］
6　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（一般附属品を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。
一　気密試験のための設備は、次に掲げるものを備えること。
イ　空気又は不活性ガスを気密試験圧力以上の圧力に調整して供給することができる圧縮機、蓄圧器又は充塡容器及び接続配管
ロ・ハ　［略］
二　［略］
7・8　［略］
（容器再検査に合格した容器の刻印等）
**第三十二条**　規則第三十七条第二項第三号の告示に定める証票は、様式第四（低充塡サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の二、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の三、低充塡サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあっては様式第四の四）に定める容器再検査合格証票とし、これを燃料充塡口近傍へ貼付するものとする。